

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	217-2 自治振興経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
		目	14	自治振興費
基本施策	63 住民自治活動を活性化させる	細目	145	自治振興経費
		細々目	01	自治振興経費
行次大綱の重点事項番号		6		
担当部署	コード	101700	担当者氏名	前川 浩也
	名称	生活環境部市民生活課市民活動推進室	連絡先	22 - 9639 (内線)

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	身近な住民自治の拠点施設である地区公民館について、新築増改築を行う自治会。 ※対象件数 276自治会 ・掲示板の設置を行う自治会。
成果(どうする)	地区公民館について、新築や増改築をすることにより、快適に利用できる地区の活性化や地域連携の推進ができるようになる。 ・地域の重要な情報を掲示板に掲示し、情報の共有を行うことにより、まちづくりの推進できるようになる。
根拠法令・要綱等	地区公民館建設費補助金交付要綱、掲示板建設費補助金交付要綱
開始年度 平成 16 年度	関連事業
終了年度 平成 年度	街路灯設置費補助金交付要綱、地区街路灯維持管理経費補助金交付要綱
H21 事業内容	・地区公民館建設費補助金 ・新築：新築に要する経費(用地費、造成費、門及び外掘工事費、備品購入費等は対象外)、対象事業費が500万円以上、補助金は交付率1/2限度額500万円、再補助までの制限年度は20年。 ・増改築：増改築に要した経費(用地費、造成費、門及び外掘工事費、備品購入費等並びに・畳・建具等の修繕や壁の塗り替え等経常的な維持修繕費は対象外)、対象事業費が125万円以上、補助金は交付率1/2限度額200万円、再補助までの制限年度は5年。 ・掲示板設置費補助金 1自治会につき単年度1機を限度で、補助金は設置費の1/2以内、限度額3万円。
社会情勢の変化等	地区公民館建設費補助金について、地域の高齢化が進んでいることから、バリアフリーの改修補助の創設ができた。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
公民館建設数(新築・増改築・バリアフリー)	棟		目標	11	目標	8
			実績	10	実績	8
掲示板設置数	基		目標	10	目標	10
			実績	7	実績	9

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
対象者適用比率(補助事業実施自治会数/地区公民館建設相談の自治会数)	%	地区公民館建設のアンケート調査数を分母とし、補助事業を行った自治会数を分子とする対象者の適用比率を指標とした。	目標	100	目標	100	
			実績	91	実績	89	
対象者適用比率(補助事業実施自治会数/掲示板設置相談の自治会数)	%	掲示板設置のアンケート調査数を分母とし、補助事業を行った自治会数を分子とする対象者の適用比率を指標とした。	目標	100	目標	100	
			実績	70	実績	57	

投入コスト	直接事業費計(A)	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
Aの財源内訳	国庫支出金								
	県支出金								
	地方債								
	その他	0		0		0		0	
	一般財源	15,341		20,225		25,650		21,700	
	事業投入人件費(B)	0.3人	2,160	0.3人	2,160	0.3人	2,160	0.3人	2,160
フルコスト(A)+(B)		17,501		22,385		27,810		23,860	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
個人の方だけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	
基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	
サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
当初設定した計画を 60%以上80%未満 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
予算の繰越の有無	無
予算の繰越がある場合、繰越の種類	
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
【事業名】	
受益者負担を求められることができる事業である。	○
全体コストにおける負担構成は適正である。	
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	地域の高齢化が進んでいることから、増改築に便所の洋式化・手すり・スロープ等のバリアフリー工事の枠を新設し、市民のニーズに応えるようにした。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	バリアフリーの改修補助の創設により、地域の公民館における高齢者等への対応が進んでいる。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	前山 恭子
【方向性】	手法改善
【理由】	
事業の方向性	・伊賀市の自治組織のあり方検討委員会の報告を受けて、本年度自治会連合会活動補助金(伊賀市自治会連合会会議・研修会等及び地域ブロックにおける会議・研修会その他、地域づくり活動等)・地区委員連絡事務委託料・地区委員事務委託料・地区委員報酬について、住民自治協議会への包括地域交付金とすることを検討する。(H23自治振興費について実施予定) ・地区公民館建設費補助金についても、一定の見直しが必要となっている。
現時点における課題、その他	・伊賀市の自治組織のあり方検討委員会の報告について、市民や各単位自治会の理解を得ることが必要であり、住民自治協議会より小さなエリアの自治に対する自主性の確保に配慮する必要がある。 ・自治会単位以外の地区公民館建設費補助が必要な地域(小田町など)があるため、他の地域においても自治会より小さな地域の地区公民館建設費補助が受けられるしくみとなっている。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	・来年度予算策定までに検討結果を取りまとめ、市民へ説明する必要がある。